

株式併合に係る事前開示書類（追加）

（会社法第 182 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 9 に定める書面）

2026 年 2 月 6 日

札幌臨床検査センター株式会社

2026年2月6日

株式併合に係る事前開示事項（追加）

札幌市中央区北三条西十八丁目2番地2
札幌臨床検査センター株式会社
代表取締役社長 伊達 忠應

2025年12月29日付けで当社が備え置きました会社法第182条の2第1項及び会社法施行規則第33条の9に定める書面に記載した事項の一部に下記のとおり変更が生じたので、会社法施行規則第33条の9第3号に基づき、本書面を追加して備え置きます（追加した部分は下線部となります。）。

記

3. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(1) 自己株式の消却

当社は、2025年11月7日開催の取締役会において、2026年2月17日付で自己株式1,096,262株（2025年11月7日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当）を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

(2) 株式会社帯広臨床検査センターとの間の吸収合併

当社は、2026年4月1日（予定）を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の連結子会社である株式会社帯広臨床検査センター（以下「帯広臨床検査センター」といいます。）を吸収合併消滅会社とし、当社が帯広臨床検査センターの一切の権利義務を承継する吸収合併契約を2026年2月6日付けで締結しました。

以上